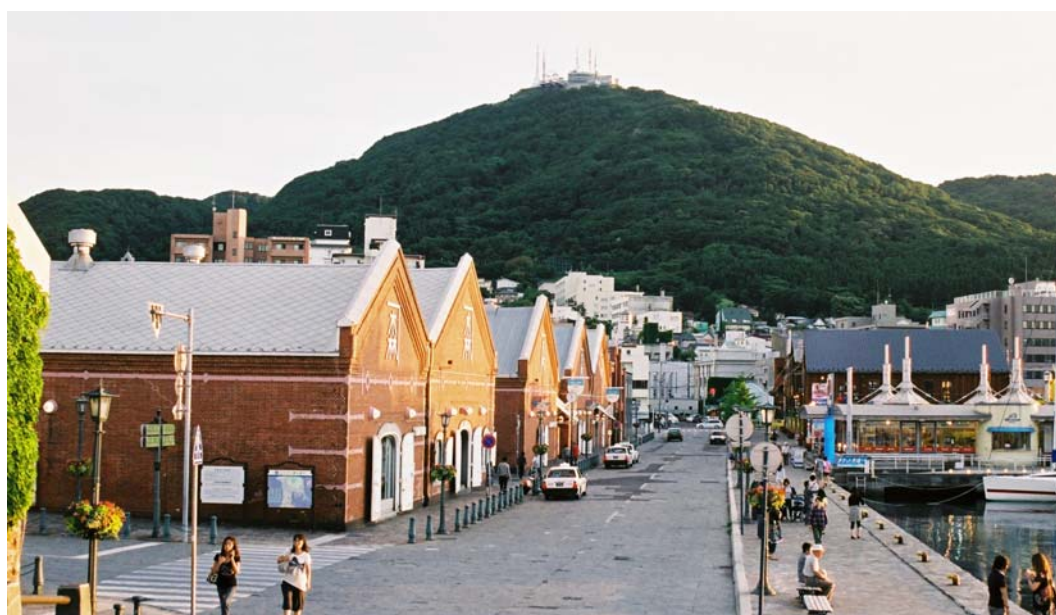


函館商工信用組合の現況

平成21年度 第54期



函館商工信用組合

■ごあいさつ

みなさまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心からお礼申しあげます。

このたび、当組合の現況（平成21年度 第54期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

函館商工信用組合は、地域のみなさまに本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と透明性ならびに基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど心からお願い申しあげます。

平成22年7月

函館商工信用組合
理事長 山本富靖

■事業方針

1. 地域に根ざした「しんくみ」として、安定的、持続的に金融仲介機能を発揮し、より一層組合員や地域社会に貢献できるよう取組みます。
2. 新しい組合員を増やすことと仕事の改善に取組み、業績の向上と経営の健全性を高めるよう努めます。

■沿革・歩み

昭和31年12月	函館市松風町にて事業開始
36年10月	湯川支店開設
37年7月	五稜郭支店開設
40年11月	上磯支店開設
47年10月	亀田支店開設
49年11月	十字街支店開設
50年12月	預金量100億円達成
51年9月	花園支店開設
53年10月	富岡支店開設
54年6月	本店ビル竣工
60年4月	湯川支店新築開店
60年7月	自営オンライン開始
平成元年3月	五稜郭支店廃店
元年3月	美原支店(旧亀田支店)新築移転
10年5月	自営オンシステム更新
15年4月	上磯支店移転
16年4月	SKCシステム(共同オン)移行
18年12月	創立50周年
19年5月	SKC第5次オンラインシステム稼働

■トピックス

(自：平成21年4月～至：平成22年3月)

6月	定期預金サマーキャンペーン実施
	第53回通常総代会(23日)、役員改選
7月	北斗市夏まつりパレードに参加(北斗支店)
8月	函館港まつり「ワッショイはこだて」に参加
	はこだてスマイルキャンペーンに参加
	カードローン「アラカルト」発売
9月	しんくみの日週間で清掃奉仕・献血活動を実施
10月	本店営業部オートキャッシャー稼働
	22年度高卒職員採用試験
11月	新ATM入替(花園支店、北斗支店)
2月	22年度大卒職員採用試験
3月	ピーターバンカード寄付金を贈呈
	総代改選

■主要な事業の内容

1. 預金業務

【要求払預金】 当座預金・普通預金・通知預金・納税準備預金・決済用預金(無利息型普通預金)

【定期性預金】 大口定期預金・スーパー定期預金・期日指定定期預金・変動金利定期預金・積立定期預金・定期積金

2. 融資業務

(1) 個人向け融資

自動車・住宅・教育・カード等各種ローン・住宅金融支援機構代理貸付 等

(2) 事業者向け融資

- ・一般のご融資(割引手形・手形貸付・証書貸付・当座貸越)
- ・地方公共団体制度融資(北海道・函館市・北斗市)
- ・代理貸付業務(全国信用協同組合連合会・商工組合中央金庫・日本政策金融公庫等)

3. その他業務

(1) 内国為替業務

振込・送金・代金取立

(2) サービス業務

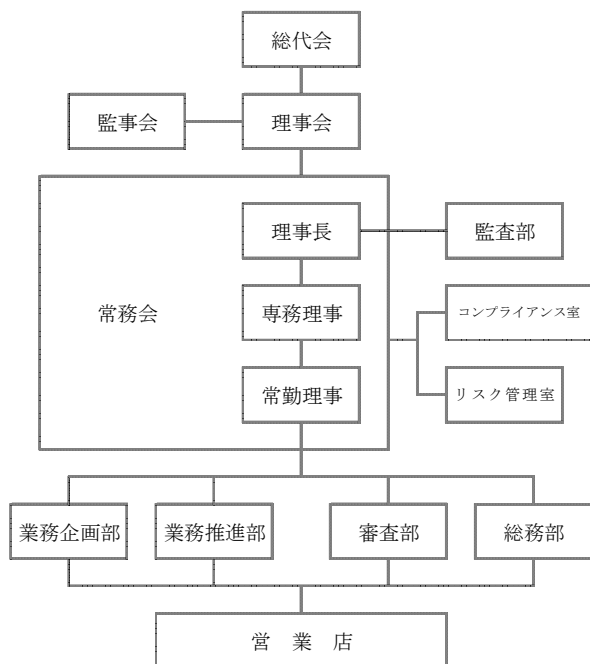
年金自動受取・給与振込・料金自動引落し・キャッシュサービス・CDキャッシングサービス、外国為替取引斡旋等

(3) 証券業務

個人向け国債窓販

■事業の組織

平成22年7月1日現在



■役員一覧

平成22年7月1日現在

理事長	山本 富 靖
専務理事	渡辺 照 雄 リスク管理室長委嘱
常勤理事	田中 英 仁 総務部長 兼 コンプライアンス室長委嘱
常勤理事	佐々木 邦 男 本店営業部長委嘱
理 事	長谷川 文 夫
理 事	平 原 康 宏
理 事	西 野 鷹 志
理 事	渡 辺 良 三
常勤監事	岩 橋 豊
監 事	相 川 正 夫
員外監事	山 那 順 一

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

■地区

函館市、渡島総合振興局管内および檜山振興局管内

■店舗一覧 平成22年7月1日現在

店舗名	住 所	電 話
本店営業部	〒040-0033 函館市千歳町9-6	23-2101
湯川支店	〒042-0932 函館市湯川町2丁目10-4	57-0572
北斗支店	〒049-0161 北斗市飯生3丁目4-1	73-2308
美原支店	〒041-0806 函館市美原3丁目25-5	46-9121
十字街支店	〒040-0065 函館市豊川町7-27	26-5544
花園支店	〒041-0843 函館市花園町27-2	55-2110
富岡支店	〒041-0811 函館市富岡町1丁目22-3	43-1311

■事業の概況

平成21年度は、種々の経済対策により徐々に持ち直しの動きが見られるとしながらも、企業収益や雇用情勢は依然として厳しい状況が続きました。

このような経営環境のもと、当組合の預金は、おかげさまで個人定期預金を主体に増加し、期中平残は27,159百万円と昨年度比442百万円増加いたしました。

一方、貸出金は、景気低迷による資金需要の減退で、期中平残は16,638百万円と昨年度比563百万円減少いたしました。

収益につきましては、業務純益が91百万円と昨年度比3百万円増加したことと信用コストなどの減少により、当期純利益は24百万円となりました。

配当は昨年までと同様、0.5%とさせていただくことで、ご理解ご了承をたまわりたいと存じます。

なお、自己資本比率は、6.67%と昨年度比0.04%向上し、国内基準の4%をクリアしております。

■組合員数（推移・出資金）

(単位：人・千円)

		平成20年度末	平成21年度末
法 人	組合員数	1,224	1,203
	出資金	320,917	316,466
個 人	組合員数	11,563	11,801
	出資金	292,082	296,768
合 計	組合員数	12,787	13,004
	出資金	613,000	613,234

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
	20年度	21年度
現 金	1,254,589	606,422
預 け 金	3,508,115	4,518,990
有 価 証 券	5,050,328	5,885,729
国 債	5,000,628	2,609,645
地 方 債	-	3,250,383
株 式	25,700	25,700
そ の 他 の 証 券	24,000	-
貸 出 金	16,874,231	16,666,441
割 引 手 形	429,993	463,122
手 形 貸 付	2,852,055	2,786,067
証 書 貸 付	11,383,923	11,415,206
当 座 貸 越	2,208,258	2,002,045
そ の 他 資 産	283,729	266,913
未 決 済 為 替 貸	1,621	4,335
全 信 組 連 出 資 金	88,800	88,800
前 払 費 用	54	-
未 収 収 益	94,267	105,300
そ の 他 の 資 産	98,985	68,477
有 形 固 定 資 産	435,883	427,121
建 物	153,787	145,531
土 地	246,069	246,069
リ ー ス 資 産 (有 形)	-	-
建 設 仮 勘 定	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	36,026	35,519
無 形 固 定 資 産	4,791	5,261
ソ フ ト ウ エ ア	863	1,333
の れ ん	-	-
リ ー ス 資 産 (無 形)	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,928	3,928
繰 延 税 金 資 産	4,412	6,944
債 務 保 証 見 返	12,680	9,723
貸 倒 引 当 金	△ 387,720	△ 385,404
(うち個別貸倒引当金)	△ 340,922	△ 350,658
資 産 の 部 合 計	27,041,042	28,008,144

科 目	金 額	
	20年度	21年度
預 金 積 金	25,985,757	26,925,835
当 座 預 金	337,227	369,725
普 通 預 金	5,989,733	6,181,935
貯 蓄 預 金	-	-
通 知 預 金	-	-
定 期 預 金	18,374,411	18,958,362
定 期 積 金	1,219,941	1,347,018
そ の 他 の 預 金	64,443	68,793
そ の 他 負 債	138,301	144,931
未 決 済 為 替 借	3,307	2,406
未 払 費 用	98,317	103,096
給 付 補 填 備 金	2,299	3,705
未 払 法 人 税 等	514	514
前 受 収 益	22,197	21,986
職 員 預 り 金	2,668	2,900
そ の 他 の 負 債	8,996	10,321
賞 与 引 当 金	7,953	7,968
退 職 給 付 引 当 金	49,043	48,941
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	15,278	16,783
そ の 他 の 引 当 金	1,428	1,825
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	42,473	42,473
債 務 保 証	12,680	9,723
負 債 の 部 合 計	26,252,917	27,198,484
出 資 金	613,000	613,234
普 通 出 資 金	613,000	613,234
優 先 出 資 金	-	-
利 益 剰 余 金	93,327	144,633
利 益 準 備 金	69,559	72,559
そ の 他 利 益 剰 余 金	23,768	42,074
特 別 積 立 金	-	-
当 期 未 処 分 剰 余 金	23,768	42,074
組 合 員 勘 定 合 計	706,327	727,867
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4	-
土 地 再 評 価 差 額 金	81,792	81,792
評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	81,797	81,792
純 資 産 の 部 合 計	788,124	809,660
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	27,041,042	28,008,144

(貸借対照表の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	112百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	246百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額	△92百万円
- 有形固定資産の減価償却は定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	10年～40年
動産	2年～20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、会計基準変更時差異(37百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(平成21年3月31日現在)

年金資産の額	281,789百万円
年金財政計算上の給付債務の額	352,421百万円
差引額	△70,631百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
0.187%
 - 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高18,329百万円(及び繰越不足金(又は別途積立金)52,302百万円)である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間11年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金5百万円を費用処理している。
なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
また、他に外部積立している年金資産は152百万円となっております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引(又は売買取引)に準じた会計処理によっております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事の金銭債権総額 0百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 892百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は 261百万円、延滞債権額は 781百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は 28百万円であります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,071百万円であり
ます。なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両について一部リース契約により使用しております。
21. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、463百万円であります。
22. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 1,000 百万円
23. 出資1口当たりの純資産額は 660円15銭です。
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクのカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する要綱において、リスク管理方法や手続等を記載しており、ALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで経営陣に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、資金運用規程及び有価証券運用基準及び市場関連リスク管理規程に従って行っております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
総務部で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は、理事会において定期的に報告されております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、有価証券、貸出金、預金積金については、簡便な計算により時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	4,518	4,581	△ 62
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,860	5,883	△ 23
その他有価証券	-	-	-
(3) 貸出金 (*1)	16,666	16,664	
貸倒引当金 (*2)	△ 385		
	16,281	16,664	△ 383
金融資産計	26,660	27,129	△ 469
(1) 預金積金	26,925	26,998	△ 72
金融負債計	26,925	26,998	△ 72

(*1) 預け金、有価証券、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	25
組合出資金 (*1)	89
合 計	114

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	2,609百万円	2,620百万円	10百万円
地方債	1,925	1,939	13
小 計	4,535	4,559	24

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
	-百万円	-百万円	-百万円
国 債			
地方債	1,324	1,323	0
小 計	1,324	1,323	0
合 計	5,860	5,883	23

(注) 1. 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券で時価のあるものはありません。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
国 債	2,099			
地方債	-	2,744	509	-
合 計	2,099	2,744	1,015	-

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,089百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,089百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額を減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	0百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	2百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	6百万円
評価性引当金	1百万円
繰延税金資産合計	6百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	1百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	1百万円
繰延税金資産（負債）の純額	6百万円

損益計算書

損益計算書 1

(単位:千円)

科 目	金 額	
	20年度	21年度
経 常 収 益	812,638	780,229
資金運用収益	781,279	736,871
貸出金利息	697,384	650,378
預け金利息	45,964	50,046
有価証券利息配当金	33,276	32,895
その他の受入利息	4,654	3,552
役務取引等収益	27,381	26,038
受入為替手数料	17,203	16,292
その他の役務収益	10,178	9,745
その他業務収益	1,870	3,062
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	1,870	3,062
その他経常収益	2,107	14,257
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	2,107	14,257
経 常 費 用	822,991	756,671
資金調達収益	99,494	83,012
預金利息	97,375	80,316
給付補填備金繰入額	2,087	2,664
その他の支払利息	31	31
役務取引等費用	122,306	118,217
支払為替手数料	5,570	5,682
その他の役務費用	116,736	112,535
その他業務費用	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	-	-
その他の業務費用	-	-
経 費	507,826	502,575
人 件 費	322,853	324,280
物 件 費	176,960	169,896
税 金	8,012	8,399
その他経常費用	93,363	52,865
貸倒引当金繰入額	64,427	30,921
貸出金償却	16,126	1,733
株式等売却損	-	-
その他資産償却	11,581	11,114
その他の経常費用	1,227	9,096
経 常 利 益	△ 10,353	23,558

損益計算書 2

(単位:千円)

科 目	金 額	
	20年度	21年度
特 別 利 益	1,781	2,060
固定資産処分益	-	-
償却債権取立益	1,781	2,060
その他の特別利益	-	-
特 別 損 失	485	688
固定資産処分損	485	688
減 損 損 失	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	△ 9,056	24,929
法人税・住民税及び事業税	△ 1,229	3,186
法人税等調整額	774	△ 2,530
法人税等合計	△ 455	656
当期純利益	△ 8,600	24,273
前期繰越金	32,369	17,801
当期末処分剰余金	23,768	42,074

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	金 額	
	20年度	21年度
当期末処分剰余金	23,768	42,074
剰余金処分額	5,967	7,994
出資に対する配当金	2,967	2,994
(出資配当率) (年0.5%の割合)	(年0.5%の割合)	(年0.5%の割合)
利益準備金	3,000	5,000
次期繰越金	17,801	34,080

(損益計算書の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益(又は当期純損失) 19円79銭

■ 代表理事の確認

私は当組合の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第54期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成22年6月25日

函館商工信用組合

理事長 山本富靖



■ 会計監査人による監査

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「鎌田公認会計士事務所・公認会計士鎌田直善」の監査を受けております。

※ 監査報告書謄本（次頁に掲載）

監 査 報 告 書

私たち監事は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第54期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査部その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果




- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人鎌田公認会計士事務所・公認会計士鎌田直善の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年6月3日

函館商工信用組合

常勤監事 岩橋 豊 
監 事 相川正夫 
監 事 山那 順一 

(注) 監事 山那順一は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月26日

函館商工信用組合
理事会 御中

鎌田公認会計士事務所

公認会計士 鎌田直善 

私は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、函館商工信用組合の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得た判断している。

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

組合と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



■ 粗利益

(単位:千円)

科	目	平成20年度	平成21年度
資金運用	収益	781,279	736,871
	費用	99,494	83,012
資金運用	収支	681,784	653,859
役務取引等	収益	27,381	26,038
	費用	122,306	118,217
役務取引等	収支	▲ 94,925	▲ 92,179
その他業務	収益	1,870	3,062
	費用	-	-
その他業務	収支	1,870	3,062
業務粗利益		588,729	564,742
業務粗利益率		2.21%	2.07%

(注)

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

■ 業務純益

(単位:千円)

科	目	平成20年度	平成21年度
業務	純益	87,346	91,125

■ 経費の内訳

(単位:千円)

項	目	平成20年度	平成21年度
人	件費	322,853	324,280
	報酬給料手当	261,553	259,228
	退職給付費用	28,913	19,248
	その他	32,385	45,802
物	件費	176,960	169,896
	事務費	57,640	56,575
	固定資産費	35,084	35,958
	事業費	23,065	22,013
	人事厚生費	1,953	2,464
	預金保険料	21,917	22,166
	その他	37,299	30,718
税金		8,012	8,399
経費合計		507,826	502,575

■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科	目	平成20年度	平成21年度
役務取引等	収益	27,381	26,038
	受入為替手数料	17,203	16,292
	その他の受入手数料	10,177	9,744
	その他の役務取引等収益	1	0
役務取引等	費用	122,306	118,217
	支払為替手数料	5,570	5,682
	その他の支払手数料	116,736	112,535
	その他の役務取引等費用	-	-

■ 受取利息、支払利息の増減

(単位:千円)

項	目	平成20年度	平成21年度
受取利息	の増減	11,297	▲ 44,408
支払利息	の増減	8,165	▲ 16,482

■ 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収益	711,442	766,736	803,225	812,638	780,229
経常利益	19,449	13,711	33,913	▲ 10,353	23,558
当期純利益	▲ 24,191	13,217	26,895	▲ 8,600	24,273
預金積金残高	24,967,478	25,892,239	26,140,689	25,985,757	26,925,835
貸出金残高	17,005,871	16,804,361	16,844,438	16,874,231	16,666,441
有価証券残高	5,054,809	4,054,189	4,940,704	5,050,328	5,885,729
総資産額	25,947,949	26,902,891	27,210,053	27,041,042	28,008,144
純資産額	753,296	774,666	799,810	788,124	809,660
自己資本比率(単体)	6.46%	6.16%	6.30%	6.63%	6.67%
出資総額	600,460	611,640	613,000	613,000	613,234
出資総口数	1,200,921口	1,223,280口	1,226,000口	1,226,000口	1,226,468口
出資配当金	2,836	2,959	3,011	2,967	2,994
出資配当率	年 0.5%の割合	年 0.5%の割合	年 0.5%の割合	年 0.5%の割合	年 0.5%の割合
職員数	49人	49人	49人	48人	49人

(注)・残高計数は期末日現在のものです。

- ・「自己資本比率(単体)」の平成18年度以降の計数は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末
1店舗当りの預金残高	3,712	3,846
1店舗当りの貸出金残高	2,410	2,380

■ 常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末
常勤役職員1人当りの預金残高	499	498
常勤役職員1人当りの貸出金残高	324	308

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、千円、%)

科目	年度	平均残高	利息(千円)	利回り	
資金運用勘定	20年度	26,610	781,279	2.93%	
	21年度	27,172	736,871	2.71%	
	うち貸出金	20年度	17,201	697,384	4.05%
		21年度	16,638	650,378	3.90%
	うち預け金	20年度	4,422	45,964	1.03%
		21年度	5,410	50,046	0.92%
うち有価証券	20年度	4,884	33,276	0.68%	
	21年度	5,033	32,895	0.65%	
資金調達勘定	20年度	26,720	99,494	0.37%	
	21年度	27,162	83,012	0.30%	
	うち預金積金	20年度	26,717	99,463	0.37%
		21年度	27,159	82,981	0.30%
	うち譲渡性預金	20年度	-	-	-
		21年度	-	-	-
うち借入金	20年度	-	-	-	
	21年度	-	-	-	

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(20年度376百万円、21年度357百万円)を控除して表示しております。

■ 有価証券、金銭の信託等の評価

(単位:百万円)

項目	取得原価又は契約価格	時価	評価損益	
有価証券	20年度末	5,050	5,060	9
	21年度末	5,885	5,909	23
金銭の信託	20年度末	-	-	-
	21年度末	-	-	-
デリバティブ等商品	20年度末	-	-	-
	21年度末	-	-	-

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。

なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 「金銭の信託」及び「デリバティブ等商品」については当組合は取扱がありません。

■ 預貸率及び預証率(期末・期中平均)

(単位:%)

区分		平成20年度	平成21年度
預貸率	(期末)	64.93	61.89
	(期中平均)	64.38	61.26
預証率	(期末)	19.43	21.85
	(期中平均)	18.28	18.53

(注)

$$1. \text{ 預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$2. \text{ 預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

■ 総資産経常利益率及び総資産当期純利益率

(単位:%)

	平成20年度	平成21年度
総資産経常利益率	▲ 0.03	0.08
総資産当期純利益率	▲ 0.03	0.08

(注)

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$$

(債務保証見返を除く)

■ 総資金利鞘等

(単位:%)

区分		平成20年度	平成21年度
資金運用利回	a	2.93	2.71
資金調達原価率	b	2.21	2.09
資金利鞘	a-b	0.72	0.62

■ その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項目	平成20年度	平成21年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	1	3
その他業務収益合計	1	3

資金調達

■預金種目別平均残高

(単位：百万円・%)

種 目	平成20年度末		平成21年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	7,178	26.8	7,169	26.3
定期性預金	19,538	73.1	19,989	73.5
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	26,717	100.0	27,159	100.0

資金運用

■貸出金種類別平均残高

(単位：百万円・%)

科 目	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	538	3.1	448	2.6
手形貸付	3,105	18.0	2,870	17.2
証書貸付	11,286	65.6	11,212	67.3
当座貸越	2,271	13.2	2,106	12.6
合 計	17,201	100.0	16,638	100.0

■有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円・%)

区 分	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	4,634	94.8	3,197	63.5
地 方 債	212	4.3	1,787	35.5
短期社債	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-
株 式	13	0.2	25	0.4
外国証券	-	-	-	-
その他の証券	24	0.4	23	0.4
合 計	4,884	100.0	5,033	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有していません。

■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円・%)

業 種 別	平成20年度末		平成21年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	568	3.4	507	3.0
農 業	9	0.1	7	0.0
林 業	34	0.2	33	0.2
漁 業	1	0.0	1	0.0
鉱 業	91	0.5	133	0.8
建 設 業	2,516	14.9	2,613	15.7
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	74	0.4	48	0.3
運 輸 業	92	0.6	102	0.6
卸売・小売業	1,579	9.4	1,391	8.4
金融・保険業	379	2.2	431	2.6
不動産業	1,774	10.5	2,004	12.0
各種サービス	2,128	12.6	1,897	11.4
その他の産業	83	0.5	155	0.9
小 計	9,333	55.3	9,328	56.0
地方公共団体	198	1.2	336	2.0
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,343	43.5	7,001	42.0
合 計	16,874	100.0	16,666	100.0

■預金者別預金残高

(単位：百万円・%)

区 分	平成20年度末		平成21年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	22,158	85.2	22,912	85.0
法 人	3,827	14.7	4,013	14.9
一般法人	3,739	14.3	3,884	14.4
金融機関	58	0.2	98	0.3
公 金	29	0.1	30	0.1
合 計	25,985	100.0	26,925	100.0

■貸出金使途別残高

(単位：百万円・%)

区 分	平成20年度末		平成21年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	9,774	57.9	9,608	57.6
設 備 資 金	7,100	42.0	7,058	42.3
合 計	16,874	100.0	16,666	100.0

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円・%)

区 分	平成20年度末		平成21年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	2,469	42.3	2,274	41.3
住宅ローン	3,358	57.6	3,229	58.6
合 計	5,827	100.0	5,503	100.0

■貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平成20年度	平成21年度
貸出金償却額	16	1

■ 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

	平成20年度末	平成21年度末
固定金利定期預金	18,138	18,751
積立定期預金	18	20
期日指定定期預金	217	186
変動金利定期預金	-	-
定期預金計	18,374	18,958
非居住者円預金	-	-
外貨預金	-	-
合計	18,374	18,958

■ 貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

科目	平成20年度末	平成21年度末
貸出金残高	16,874	16,666
うち固定金利	8,947	8,808
うち変動金利	7,926	7,858

■ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

種類	貸出金				債務保証見返	
	平成20年度末		平成21年度末		平成20年度末	平成21年度末
	残高	構成比	残高	構成比	残高	残高
預金	1,752	10.4%	1,674	10.0%	1	2
有価証券	-	-	-	-	-	-
動産	-	-	-	-	-	-
不動産	7,183	42.6%	7,141	42.8%	11	2
その他	76	0.5%	39	0.2%	-	-
小計	9,012	53.4%	8,855	53.1%	12	5
信用保証協会・信用保険	6,704	39.7%	6,396	38.4%	-	-
保証	949	5.6%	1,069	6.4%	-	3
信用	207	1.2%	344	2.1%	-	-
合計	16,874	100.0%	16,666	100.0%	12	9

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期限の定め のないもの	合計
平成20年度末								
国債	5,000	-	-	-	-	-	-	5,000
地方債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	25	25
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	24	24
合計	5,000	-	-	-	-	-	49	5,050
平成21年度末								
国債	2,099	-	-	509	-	-	-	2,609
地方債	-	915	1,828	505	-	-	-	3,250
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	25	25
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,099	915	1,828	1,015	-	-	25	5,885

経営管理体制

■法令等遵守（コンプライアンス）の体制

「コンプライアンス」とは、金融機関の役職員として、その公共的使命と社会的責任を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス室を設置し、「倫理規定」と「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

■統合的リスク管理体制

金融環境の変化に伴い金融機関業務は複雑化・多様化しており、経営におけるさまざまなリスクを適切に管理するなど、経営の自己責任が強く求められています。

当組合は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付けし、統合的なリスク管理を行うためにリスク管理委員会を設置しているほか、統括部門としてリスク管理室を設けて統合的リスク管理の強化・充実に努めております。

○信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先等が条件どおりの債務履行ができなくなることにより損失を被るリスクのことをいいます。与信審査は審査部が担当し当組合で定める審査基準に基づき、厳正かつ適切な審査を行っております。

○市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、及び株式等の相場の変動により損失を被るリスクのことをいいます。資金運用は『資金運用規程』、『有価証券運用基準』に定めた基準に従い総務部が担当、運用内容については常務会に報告し資金運用の適正化を図っております。

○流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失などにより、資金繰りに支障をきたす場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

『流動性リスク管理規程』に定めた基準に従い総務部が担当、当組合における流動性リスクは、的確なポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、当組合の資金調達・運用構造に即した適格且つ安定的な資金繰り体制をとっております。

○オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動もしくは、システムの不適切である事又は外部的な事象により損害を被るリスクであります。主に「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」に分類され、特に「事務リスク」と「システムリスク」については管理方法を定め、当組合の規模・特性を踏まえ、合理的且つ実効性のある内部管理体制を構築することにより、当該リスクの発生を未然に防止するとともに、経営に対する影響を極小化させることを基本方針としております。

（事務リスク管理）

事務リスクとは、事務上のミスや不正等により損失が発生するリスクのことをいいます。

監査部による臨店監査のほか、営業店における店内検査も実施、事務状況チェックを行い事故発生の未然防止のほか、事務処理の向上のため事務指導を行い、業務運営の適正化を図っております。

（システムリスク管理）

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止、誤作動等、システムの不備、コンピュータの不正使用により、信用組合業務の遂行並びに顧客へのサービス提供に支障が発生し、その結果として有形無形の損失を被るリスクです。

当組合では、コンピュータシステムのより一層の安全・安定稼働のために、全国の信用組合の共同オンラインセンターに加盟し、業務の遂行に支障がないように努めております。

■当組合の苦情等窓口について

地域住民やお客様からの苦情等に対して誠意を持って対応することで、当組合の信頼性の向上及び事故・事件の未然発生を図ることを目的としています。

電話 23-2101（担当窓口 監査部）

【自己資本の充実の状況について】

◆ 定性的な開示項目

1 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier 1）と補完的項目（Tier 2）で構成されています。平成21年度末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客さまからお預りしている（普通）出資金が該当します。

2 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な理念や手続き等について、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。

- ①株式会社日本格付研究所（J C R）
- ②株式会社日本格付投資情報センター（R & I）
- ③スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S & P）
- ④フィッチ・IBC A・インク（F i t c h）
- ⑤ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減方法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための処置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証などによる保全措置を講じておりますが、これらはいくまでも補完的位置付けと認識しております。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな点から判断を行っております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないように融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱規程」及び「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益が失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減策の一つとして、組合が定める「事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、保証として信用保証協会保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府保証と同様と判断しております。

また、信用リスク削減手法の適正に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引の該当はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ハ 証券化取引に関する会計方針

当組合は、証券化取引を行っておりません。

- ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要

当組合ではオペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスクを主として業務の遂行プロセスや外部的な事象により様々な損害が発生しうるリスクと考え各管理規程に管理態勢や管理方法を定めた確にリスクを認識し評価を行い、リスクの顕現化の未然防止や発生時の影響度の極小化に努めております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、本部部長会、常務会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会を含め経営陣に対する報告態勢を整備しております。

- ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8 出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合保有の非上場株式、優先出資証券、出資金等が該当しますが、当組合が定める「有価証券運用基準」などの諸規則及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な運用と会計処理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、これらのエクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

9 金利リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、協議検討するとともに経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

- ロ 信用協同組合等が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法

「金利ラダー表を使用したその他計算方式（再評価法）」

- ・コア預金

対象：別段預金を除く流動性預金（当座、普通等）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満期：5年以内（平均2.5年）

- ・金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

- ・金利ショック幅

1パーセント値又は99パーセント値

- ・リスク計測の頻度

月次（前月末基準）

- ・銀行勘定の金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。

【自己資本の充実の状況について】

◆ 定量的な開示項目

■ 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成20年度	平成21年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	613	613
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資 金	-	-
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
資 本 準 備 金	-	-
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-
利 益 準 備 金	72	77
特 別 積 立 金	-	-
次 期 繰 越 金	17	34
そ の 他	-	-
自 己 優 先 出 資	△	△
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	△	△
営 業 権 相 当 額	△	△
の れ ん 相 当 額	△	△
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額	△	△
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額	△	△
基 本 的 項 目 (A)	703	724
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45% 相 当 額	55	55
一 般 貸 倒 引 当 金	46	34
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	-	-
負 債 性 資 本 調 達 手 段	-	-
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資	-	-
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△
補 完 的 項 目 (B)	102	90
自 己 資 本 総 額 [(A) + (B)] (C)	806	815
他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	24	-
負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 じ る も の	-	-
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の	24	-
非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額	-	-
基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く、自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 及 び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ I / O ス ト リ ッ プ ス (告 示 第 223 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む。)	-	-
控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
控 除 項 目 計 (D)	24	-
自 己 資 本 額 [(C) - (D)] (E)	782	815
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	10,656	11,112
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	5	4
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 し て 得 た 額	1,117	1,092
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	-	-
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 調 整 額	-	-
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	11,779	12,209
単 体 T i e r 1 比 率 (A / F)	5.97%	5.93%
単 体 自 己 資 本 比 率 (E / F)	6.63%	6.67%

(注) 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成20年度		平成21年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	10,662	426	11,117	444
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	10,662	426	11,117	444
(i) ソプリン向け	-	-	-	-
(ii) 金融機関向け	712	28	917	36
(iii) 法人等向け	2,118	84	1,669	66
(iv) 中小企業等・個人向け	1,273	50	1,621	64
(v) 抵当権付住宅ローン	739	29	705	28
(vi) 不動産取得等事業向け	1,459	58	1,768	70
(vii) 三月以上延滞等	522	20	768	30
(viii) その他	3,836	153	3,666	146
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,117	44	1,092	43
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	11,779	471	12,209	488

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセットの額 × 4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソプリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)~(viii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には取立未済手形、出資金、その他資産、有形・無形固定資産、株式、繰延税金資産が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

<信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)>

■ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー	
	業種	区分	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		20年度	21年度
			20年度	21年度	20年度	21年度		
製造業	568	507	568	507	-	-	21	92
農業	9	7	9	7	-	-	-	-
林業	34	33	34	33	-	-	-	-
漁業	1	1	1	1	-	-	-	-
鉱業	91	133	91	133	-	-	-	-
建設業	2,518	2,620	2,518	2,620	-	-	260	399
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	-	-	-	-	-	-
情報通信業	74	48	74	48	-	-	-	-
運輸業	92	102	92	102	-	-	-	-
卸売業、小売業	1,579	1,391	1,579	1,391	-	-	145	167
金融・保険業	3,887	4,949	379	431	-	-	-	-
不動産業	1,780	2,004	1,780	2,004	-	-	88	108
各種サービス	2,128	1,897	2,128	1,897	-	-	137	141
国・地方公共団体等	5,198	6,196	198	336	5,000	5,860	-	-
個人	7,347	7,004	7,347	7,004	-	-	235	157
その他	2,092	1,493	83	155	-	-	-	-
業種別合計	27,404	28,393	16,886	16,676	5,000	5,860	889	1,067
1年以下	9,473	7,722	3,465	3,605	5,000	2,099	-	-
1年超3年以下	4,508	4,345	2,008	1,430	-	915	-	-
3年超5年以下	2,121	4,494	2,121	2,166	-	1,828	-	-
5年超7年以下	1,973	3,401	1,973	2,386	-	1,015	-	-
7年超10年以下	1,874	1,825	1,874	1,825	-	-	-	-
10年を超	5,443	5,261	5,443	5,261	-	-	-	-
期間の定めのないもの	0	0	-	-	-	-	-	-
その他	2,009	1,338	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	27,404	28,393	16,886	16,676	5,000	5,860	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、未収利息、取立未済手形、出資金、その他資産、株式、繰延税金資産等が含まれます。
 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■ 貸倒引当金 (期末残高・期中増減額)

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成20年度	36	46	-	36	46
	平成21年度	46	34	-	46	34
個別貸倒引当金	平成20年度	347	340	61	286	340
	平成21年度	340	350	33	307	350
合 計	平成20年度	384	387	61	323	387
	平成21年度	387	385	33	354	385

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		20年度	21年度
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度		
製 造 業	1	1	-	8	0	0	1	9	-	-
農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	96	122	32	30	4	3	124	149	16	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	64	56	0	9	9	5	56	61	0	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	49	53	3	0	12	23	40	29	-	-
各種サービス	84	42	2	17	44	2	42	57	-	0
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	51	64	25	3	1	24	75	42	-	1
合 計	347	340	64	68	71	59	340	350	16	1

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成20年度		平成21年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0 %	-	6,472	-	6,813
10 %	-	2,211	-	2,079
20 %	-	3,565	-	4,592
35 %	-	5,992	-	2,017
50 %	-	-	-	4,318
75 %	2,180	1,027	1,248	1,044
100 %	-	5,094	-	5,260
150 %	-	506	-	657
350 %	-	-	-	-
合 計	2,180	24,870	1,248	26,784

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

<信用リスク削減手法に関する事項>

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		20年度	21年度	20年度	21年度
	① ソブリン向け	-	-	-	-
	② 金融機関向け	-	-	-	-
	③ 法人等向け	411	403	2,237	47
	④ 中小企業等・個人向け	625	521	155	146
	⑤ 抵当権付住宅ローン	6	6	4	0
	⑥ 不動産取得等事業向け	367	190	79	240
	⑦ 三月以上延滞等	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年度金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 20年度より「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

<派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項>

該当事項なし

<証券化エクスポージャーに関する事項>

該当事項なし

<出資等エクスポージャーに関する事項>

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	平成20年度		平成21年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	-	-	-	-
非上場株式等	138	-	114	-
合計	138	-	114	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく時価はありません。

ロ. 出資金等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

<金利リスクに関する事項>

■ 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	0	126

- (注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、「金利ラダー表を使用したその他計算方式(再評価法)」により金利リスクを算出しております。

■リスク管理債権及び同債権に関する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / A
破 綻 先 債 権	平成 20 年度	384	203	180	100.00
	平成 21 年度	261	128	132	100.00
延 滞 債 権	平成 20 年度	492	275	159	88.37
	平成 21 年度	781	379	218	76.46
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	平成 20 年度	24	24	1	100.00
	平成 21 年度	28	26	1	98.32
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成 20 年度	149	28	7	24.06
	平成 21 年度	—	—	—	—
合 計	平成 20 年度	1,051	532	349	83.85
	平成 21 年度	1,071	535	351	82.79

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. 除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. .金額は決算後(償却後)の計数です。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証 等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当 金引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成 20 年度	618	364	254	618	100.00	100.00
	平成 21 年度	439	242	196	439	100.00	100.00
危 険 債 権	平成 20 年度	262	118	86	205	78.25	60.28
	平成 21 年度	604	267	153	420	69.60	45.54
要 管 理 債 権	平成 20 年度	174	53	8	61	35.41	6.91
	平成 21 年度	28	26	1	28	98.32	74.08
不 良 債 権 計	平成 20 年度	1,055	536	349	886	83.92	67.30
	平成 21 年度	1,073	536	352	888	82.82	65.63
正 常 債 権	平成 20 年度	15,868					
	平成 21 年度	15,631					
合 計	平成 20 年度	16,924					
	平成 21 年度	16,704					

(注)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

その他業務

■代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末
全国信用協同組合連合会	10	2
商工組合中央金庫	-	-
中小企業金融公庫	-	-
国民生活金融公庫	-	-
住宅金融公庫	1,063	918
年金資金運用基金	15	14
そ の 他	-	-
合 計	1,089	935

■内国為替取扱実績

(単位：百万円、件)

区 分		平成20年度末		平成21年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	仕 向	18,678	11,304	17,758	9,459
	被 仕 向	30,477	12,720	30,889	12,158
代金取立	仕 向	430	380	448	249
	被 仕 向	408	308	418	327

手数料一覧表

平成22年6月1日現在
(消費税込、単位:円)

手 数 料 名	区 分	金 額	手 数 料 名	区 分	金 額		
為替手数料			発行手数料				
振込手数料			残高証明 (預金)				
同一店内		3万円未満	105	(預金・融資)			
(組合員外のみ)		3万円以上	315	(預金・融資・出資)			
本支店		3万円未満	210	(その他、1部につき)			
		3万円以上	420	(オンライン端末作成不可の場合) 1勘定1枚につき			
(他店取引先当座入金も同様)			取引証明 (1部につき)				
他行		3万円未満	525	小切手帳 (1冊につき)			
		3万円以上	735	自己宛小切手 (1枚につき)			
振込金訂正依頼手数料			630	手形帳 (1冊につき)			
振込金組戻依頼手数料			630	マル専手形 (1枚につき)			
代金取立手数料(市外のみ)			840	取引履歴明細表 (法人のみ)			
取立手形店頭呈示料			630	借用専用手形 (1枚につき)			
代金取立手形組戻手数料			630	代理人カード (1枚につき)			
不渡手形返却料(市外のみ)			630	再発行手数料			
自動送金手数料			上記為替手数料による	通帳・証書・カード1枚につき		1,050	
株式払込等取扱手数料			マル専口座開設手数料			3,150	
5千万円未満		2.5/1,000×1.05		不動産担保調査手数料			
5千万円以上		2.0/1,000×1.05		1件につき		42,000	
1億円未満		1.5/1,000×1.05		(住宅ローン)		21,000	
1億円以上		1.5/1,000×1.05		証貸全額繰上返済手数料			
3億円未満		1.5/1,000×1.05		(残存期間による)		1年以内	無料
両替手数料(平成15年1月6日より)			(残高百万円以上)		3年以内	1,050	
1～300枚		0		5年以内	2,100		
301～500枚		210		7年以内	3,150		
501～1,000枚		315		7年超	5,250		
1,001～2,000枚		525		証貸一部繰上返済手数料			
2,001枚以上 (1,000枚ごとに)		315円 加算		条件変更を伴わない場合		1,050	
保有個人情報開示手数料			貸付条件変更手数料			1件につき	5,250
(平成17年4月1日より)			代位弁済取消手数料			1件につき	3,150
店頭交付の場合		1件につき	525				
郵送による場合		1件につき	945				

《 みなさまのお役に立てるように 》

■融資を通じた地域貢献

(1) 貸出先数・金額

(金額単位：百万円)

区 分	先 数	金 額
事 業 者	848	10,118
個 人	3,260	6,211
地方公共団体	1	336
合 計	4,109	16,666

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は北海道や函館市・北斗市の中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、平成21年度は419件1,405百万円のご利用をいただいております。

・制度の名称

北海道中小企業総合振興資金
函館市中小企業融資制度
北斗市中小企業振興資金

・制度の内容

各地域内における中小企業者等の経営基盤の強化および事業の活性化を促進するため必要な資金の融資の円滑化を図るため、事業資金を主体とした資金需要に対応するために定められたものです。

・融資条件等

中小企業の資格を有し運転・設備資金等の事業資金であることのほか、各資金の種類によりさまざまな条件があります。

(3) 融資商品の概要と実績

当組合では、次のような消費者向けローンを発売しております。(全て保証会社の保証が受けられる方が対象)

(単位：千円)

商品名	融 資 条 件 等				22.3.31 現在の取扱実績	
	融資金額	融資期間	商品概要	対象年齢	件数	金額
マイカーローン	500万円以内	最長8年以内	車両（自動二輪含む）購入及び修理、車検、用品購入、運転免許取得の資金 マイカーローンの借換資金	満20歳以上65歳未満(但し保証会社によって70歳未満の場合もある)	486	419,947
教育ローン	500万円以内	最長10年以内	①受験に関する費用 ②入学金、授業料、アパート代等入学から在学中にかかる費用	満20歳以上65歳未満(但し保証会社によって70歳未満の場合もある)	428	336,712

リフォームローン	1,000万円以内	最長15年以内	自宅(店舗除く)の改築、改装費用・住居の設備機器購入住宅ローンの借換資金	満20歳以上65歳未満(但し保証会社によって70歳未満の場合もある)	69	94,247
無担保公庫借換ローン	100万円以上700万円以内	6ヶ月以上15年以内(対象ローンの現償還期限を上限)	住宅金融公庫等公的住宅資金の借換資金及び付帯する住宅ローンの借換資金	満20歳以上65歳未満	4	6,512
フリーローン	300万円以内	最長7年以内	自由	満20歳以上65歳未満(但し保証会社によって76歳未満の場合もある)	504	311,003
目的ローン	500万円以内	最長7年以内	資金用途を資料で確認できるもの	満20歳以上65歳未満(但し保証会社によって70歳未満の場合もある)	87	69,170
シルバーライフローン	100万円以内	最長5年以内	自由	満60歳以上70歳未満	18	3,090
カードローン	300万円以内	最長2年間(以後2年毎の自動更新)	自由	満20歳以上74歳未満	1,917	855,999
しんくみ住宅ローン	10万円以上5千万円以内	3年以上30年以内	住宅取得資金・住宅借換資金・リフォーム資金	満20歳以上完済時満年齢74歳11ヶ月未満	181	1,990,872
				取扱高合計	3,694	4,087,552

■ 「しんくみ友の会」の活動状況

しんくみ友の会は、昭和50年に当組合の取引先相互の親睦と発展を図ることを目的として結成され、平成22年2月現在の会員数は全店合わせて301名で各営業店ごとに活動しており、懇親会・ビール会・親睦旅行会などを行っています。

<平成21年活動状況>

各店友の会 (会員数)	活 動 状 況
本店営業部 (72名)	2月定期総会・懇親会、7月ビール会、11月講演会
湯川支店 (57名)	2月定期総会・懇親会、7月ビール会、10月親睦旅行
北斗支店 (38名)	2月定期総会・懇親会、6月パークゴルフ大会、7月ビール会、
美原支店 (35名)	2月定期総会・懇親会、6月パークゴルフ大会、7月ビール会、10月親睦旅行
十字街支店 (36名)	2月定期総会・懇親会、7月お食事会、10月親睦旅行
花園支店 (29名)	2月定期総会・懇親会、7月ビール会
富岡支店 (34名)	2月定期総会・懇親会、7月ビール会、12月忘年会

■ 総代会について

1. 総代会の仕組み（役割）

(1) 信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。従って、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

(2) 総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は総会と同様に、組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

(3) 当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および「総代選挙規程」に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

当組合では地区（選挙区）を9つの区に分け、総代の選出を行っております。

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年で、総代定数は、100人以上110人以内となっております。

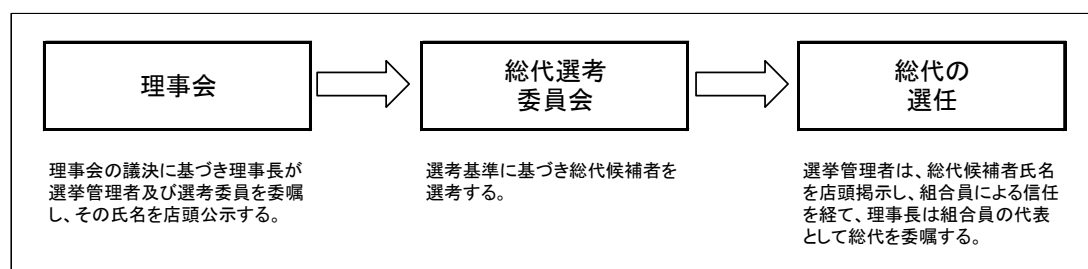
なお、本年3月に任期満了に伴う総代改選を行い、110名の総代を選出しております。

(2) 総代の選任方法

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 組合員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を組合員が信任する。



3. 総代会の議決事項

第54期通常総代会が、平成22年6月24日午後5時より、ホテル函館ロイヤルで開催されました。

当日は総代110名のうち、出席107名（うち委任状48名）のもと、下記の通り全議案が可決・承認されました。

記

- [監事の監査報告] 平成21年度 監査報告の件
[報告事項] 平成21年度 事業報告、貸借対照表、損益計算書の件

[決議事項]

- 第1号議案 平成21年度 剰余金処分案の件
 ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 平成22年度 事業計画案・収支予算案の件
 ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第3号議案 定款の一部変更の件
 ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

4. 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(平成22年7月1日現在)

選挙区	総代氏名
第1区 総法定数 10名 総代数 10名	村山ギソー(株)、石黒建設(株)、北船興業(株)、(有)武部板金工業所、北海道冷蔵(株)、マルタケ産業(株)、(株)魚長食品、及能(株)、前側石油(株)、藤井 久美
第2区 総法定数 11名 総代数 11名	ハイテック(株)、(株)高木組、堀口 辰己、小山 セツ、 安田ハウジングサービス(株)、辰己商事(株)、(有)神田北洋堂、(株)東宝住宅、 (有)日光電気、(有)鈴木洋服店、川原 京子
第3区 総法定数 10名 総代数 10名	(株)グリーンゴルフプロショップ、函館造船(株)、(有)赤坂葬祭、 (有)三上モーター商会、(有)サンエス工業、(株)大口船岡商店、函東工業(株)、 総合運輸(株)、(有)トキワ自動車工業、堀 清光
第4区 総法定数 12名 総代数 12名	(有)中沢宅建、(有)永興公司、(株)さわぐち、函館交通(株)、東日本交易(株)、 石黒 哲三、西野 鷹志、野村不動産(株)、(株)松友興産、松友オート(株)、 三印三浦水産(株)、(株)山崎建設
第5区 総法定数 12名 総代数 12名	ノース・ウォーター(株)、本間 俊三、(有)スクール・カドワキ、(株)違カ畑野商店、 (有)ツツミ、(有)レックフジ電器、松倉 明代、(株)ミカエル、齋藤 博、(株)小野寺 機器、平原 康宏、水島 松蔵
第6区 総法定数 17名 総代数 17名	(株)デノーラ、大林 俊春、(有)トップバリー、協和ハウス(有)、(株)新和、 (株)近藤商会、(株)竹田建設、マルカタ道南電気工業(有)、(有)寺岡自動車钣金塗装、 (株)村瀬鉄工所、(株)日建機械、(有)田原建具工業、日東電気工事(株)、(有)ちぐさ、 (有)野沢塗工店、(有)亀田温泉、(有)柳町産業
第7区 総法定数 15名 総代数 15名	長谷川 文夫、(株)北文、(株)エイワアルミ産業、(有)横岡塗工所、三浦 理、 (株)創建、(有)菊池土木、(株)板橋建設、(株)出戸建設、(株)マルコ佐藤建設、 (株)巧匠堂、五稜石油(株)、(株)カネ昭村田建設、渡辺 良三、(株)みうら保険事務所
第8区 総法定数 13名 総代数 13名	(株)吉田精米店、宮崎 高志、大勇建設(株)、田島 茂男、 田島緑地前川コルポレーション(株)、岡田 鉄蔵、(有)千秋電気、 社会福祉法人民生博愛会、北海アウル石油販売(株)、山田 俊男、 (有)マルサ斎藤酒店、(有)角は播磨材木店、(株)ワタナベホームズ
第9区 総法定数 10名 総代数 10名	八戸 久安、境谷 敏美、(株)丸義小野組、長倉 長三郎、(有)佐々木電気工業所、 (株)カクマル山鼻水産、(株)カクシメ松田水産、(株)丸義藤本組、(株)七飯碎石工業、 山川 肇

(敬称略、順不同)

地域密着型金融の取組み状況 (21年4月～22年3月)

(金融機関名 函館商工信用組合)

1. 項目	【大項目】 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化 【小項目】 (2) 経営改善支援
2. タイトル	要注意先債権等の健全債権化
3. 動機 (経緯)	平成15年度以降の地域密着型金融推進計画において取り組んできている項目であり、当組合にとっても引続き継続的に推進する必要がある項目との認識によるものです。
4. 取組み内容	平成21年度は、対象先として27社を選定しました。 対象先に対して、営業店を中心に訪問・面談を実施し、情報の収集に努め、問題点を把握するとともに、審査部と一体になって経営改善策を検討しました。 面談内容・改善状況については、四半期ごとに、営業店から本部あて報告することでフォローし、ランクアップ可能かどうかの判定をしました。 改善支援によるランクアップ目標は対象先の20%程度として、5先としました。
5. 成果 (効果)	【相手方にとっての成果】 経営改善のアドバイスにより、経費節減を図ることができた企業もあった。 【組合にとっての成果】 顧客とのコミュニケーションが増し、信頼関係を築けた。
6. 22年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	【評価】 景気動向等の企業環境の厳しい中、目標を達成したことはある程度の成果がありました。 【今後の課題】 今後とも経済環境も厳しさを増しており、内部人材の育成と今まで以上の取引先とのコミュニケーションを図っていくことが今後の課題である。
7. 新規・継続	新規取組み ・ 継続取組み (開始年度 平成16年度)
8. 添付資料	
9. 備考	

地域密着型金融の取組み状況 (21年4月～22年3月)

(金融機関名 函館商工信用組合)

1. 項目	【大項目】2. 事業価値を見極める手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底 【小項目】(1) 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取組み
2. タイトル	北海道制度資金の活用と提携保証会社等の活用
3. 動機(経緯)	担保・個人保証に依存しない融資の推進にあたり、北海道制度資金の小口事業資金の活用と、保証協会の個人を含めた企業先に対して提携保証会社等の活用することとした。
4. 取組み内容	第三者保証不要の融資推進にあたり、従来より取扱いがあった北海道制度資金小口事業資金の推進と平成20年9月より取扱いの個人向け事業資金を活用した。
5. 成果(効果)	【相手方にとっての成果】 北海道制度資金小口事業資金の積極的取扱いにより、利率の引き下げとなった。個人向け事業資金の活用は低調に終わった。 【組合にとっての成果】 貸出残高の維持に結びついた。
6. 22年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	【評価】 函館市制度資金「緊急小口運転資金」の廃止に伴う代替りの商品として北海道制度資金小口事業資金の推進と提携保証会社との連携により企業向けローンと個人事業向けローンの推進を図り成果は相応に評価している。 【今後の課題】 北海道信用保証協会との提携融資やその他の制度融資をどのように活用していくか、また、プロパーでの新商品の開発が今後の課題である。
7. 新規・継続	新規取組み ・ 継続取組み (開始年度 平成20年度)
8. 添付資料	
9. 備考	

地域密着型金融の取組み状況 (21年4月～22年3月)

(金融機関名 函館商工信用組合)

1. 項目	【大項目】3. 地域の活性化、持続的な成長を視野に入れた、同時的・一体的な「面的再生への取組み」 【小項目】(2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供
2. タイトル	各種ローン商品の拡充とその活用
3. 動機(経緯)	ローン商品の拡充を推進
4. 取組み内容	顧客ニーズを踏まえ、ローン商品の拡充を進める際に特別利率による住宅ローンとマイカーローンを実施しております。
5. 成果(効果)	【相手方にとっての成果】 特別利率により、顧客に低金利で提供ができると共に、当組合取引業者にとっても取引の拡大ができた。 【組合にとっての成果】 顧客との取引拡大と組合員に低利の資金を提供できた。
6. 22年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	【評価】 顧客ニーズに合わせた低利のローン商品の推進を図ることができた。 【今後の課題】 ニーズの多様化が進み、商品の開発とそれに見合うコストの問題をどう解決していくかが課題である。
7. 新規・継続	新規取組み ・ 継続取組み (開始年度 平成19年度)
8. 添付資料	
9. 備考	

経営改善支援等の取組み実績

【21年4月～22年3月】

(単位:先数)

		期初債務者数 A	うち 経営改善支援取 組み先 α	αのうち期末に債務 者区分がランクアッ プした先数 β	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先 γ	αのうち再生計画を 策定した先数 δ	経営改善支援取 組み率 = α/A	ランクアップ率 = β/α	再生計画策定率 = δ/α
正常先 ①		3,800							
要注 意先	うちその他要注意先 ②	461	26	5	17	10	5.6	19.2	38.5
	うち要管理先 ③	4	1			1	25.0	0	100.0
破綻懸念先 ④		13							
実質破綻先 ⑤		33							
破綻先 ⑥		22							
小計(②～⑥の計)		533	27	5	17	11	5.1	18.5	40.7
合計		4,333	27	5	17	11	0.6	18.5	40.7

- (注)・期初債務者数及び債務者区分は21年4月当初時点で整理。
- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
※経営改善支援取組み先の定義については、これまでと同様ですが、詳細については別紙「経営改善支援取組み先の定義について」を参照。
 - ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。
 - ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
 - ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 - ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 - ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 - ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。
 - ・「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

(別添2)経営改善支援等の取組み実績

金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図る

ための臨時措置に関する法律）第7条に基づく開示

（平成22年5月14日）

- 第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針につきましては、金融円滑化管理方針を平成22年1月18日理事会に附議、同1月19日部店長会で説明し営業店に周知、同2月1日に施行しました。
- 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項につきましては、平成22年2月1日に金融円滑化管理方針と金融円滑化管理態勢を定め（別添②金融円滑化管理態勢に係る組織体制図）、また、営業店に対し条件変更管理簿、面談記録表の作成と1週間毎の本部報告と謝絶管理簿の1ヶ月毎の本部報告にて円滑化の取組み状況を適切に把握する体制を整備しました。
- 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項につきましては、平成22年2月1日に各営業店の相談窓口、又は担当者へのご相談誘致、本部に設置した相談受付窓口案内の掲示ポスターを店頭呈示（別添③「ご返済等がお困りになっているお客様へ」）し適切に行なうための体制を整備しました。
- 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項につきましては、平成22年2月1日に金融円滑化管理対応マニュアル（別添④）を定め、リレーション機能を発揮しモニタリングの継続、支援を適切に実施する体制を整備しました。
また、審査部は、経営再建計画作成し条件変更した先に対し4半期毎に再建計画の進捗状況をモニタリングし支援してゆく体制を作っております。
- 第5 法第4条に基づく措置の実施状況、法第5条に基づく措置の実施状況につきましては、平成22年5月14日に別添⑤にて開示しました。

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

平成 22 年 2 月 1 日
函館商工信用組合

I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

III. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、審査部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 審査部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 審査部において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記（1）～（3）の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに常務会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、

情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅金融支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

V. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

VI. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

以上

金融円滑化管理方針

当組合は、地域社会の繁栄に貢献する協同組織金融機関として、金融の円滑化について、これまでも積極的に取り組んでいる。

また、平成15年度からは、「地域密着型金融推進計画」ほかを策定し、取引先の経営改善指導、不動産担保や保証に過度に依存しない融資の推進、顧客ニーズに対応したローン商品の充実など円滑な金融仲介機能の発揮に取り組んできた。

今般施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」の主旨に従い、金融の円滑化により一層取り組むため、以下のとおり、金融円滑化管理方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組むこととする。

1. 金融円滑化管理の目的

金融円滑化管理は、金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、当組合が適切なリスク管理の下、適切かつ積極的に取り組み、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性を確保することを目的とする。

2. 当組合の金融円滑化管理態勢

（1）理事、常務会、理事会の役割・責任

- ① 理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進する。
- ② 常務会は、当組合の金融円滑化管理態勢を統括して、金融円滑化管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知する。
- ③ 金融円滑化管理担当理事は、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化にあたる。

(2) 金融円滑化管理責任者の役割・責任

- ① 審査部に金融円滑化管理責任者を配置する。
- ② 関係部署における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有する。
- ③ 金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアルの策定・見直し等金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案する。
- ④ 部店長会議等により金融円滑化管理の重要性及び遵守すべき法令、内部規程等を関係部室店の職員に周知させる。
- ⑤ 金融円滑化管理態勢上の問題点については、適時・適切に金融円滑化管理担当理事に報告する。
- ⑥ 法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類の開示及び監督当局に対する報告書類について管理する。

(3) 審査部の役割・責任

- ① 審査部を金融円滑化管理の統括部署とする。
- ② 関係部室店の金融円滑化管理担当者と連携しつつ、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括して、金融円滑化管理態勢の充実・強化にあたる。
- ③ 金融円滑化管理のため、関係部室店に対して必要な情報収集をするとともに、適時、必要な指示をする。
- ④ 金融円滑化に関する申込み・相談・苦情（以下「相談等」という。）に対する検討・審査及び回答について、速やかな対応に努める。
- ⑤ 金融円滑化に関する相談等窓口の運用状況を管理する。
- ⑥ 法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類及び報告書類を作成し、保存・管理する。

(4) 金融円滑化管理担当者の役割・責任

- ① 関係部室店ごとに金融円滑化管理担当者を配置する。
- ② 金融円滑化管理統括部署である審査部と連携し、所属部室店における金融円滑化態勢の推進等について責任を有する。
- ③ 所属部室店における金融円滑化管理に関する法令等の遵守状況や金融円滑化管理態勢上の問題点を把握し、審査部に報告する。

(5) 金融円滑化に関する相談等窓口の設置

- ① 金融円滑化に関する相談等窓口を営業店に設置する。
- ② 金融円滑化に関する苦情相談等窓口を監査部に設置する。
- ③ 金融円滑化に関する相談等の窓口の担当者は、管理簿に顧客からの相

談等の内容を記録し、審査部に報告する。

3. 中小企業等金融円滑化法に基づく開示及び当局への報告

中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況を半期毎に開示・報告する。

4. 金融円滑化管理の実施

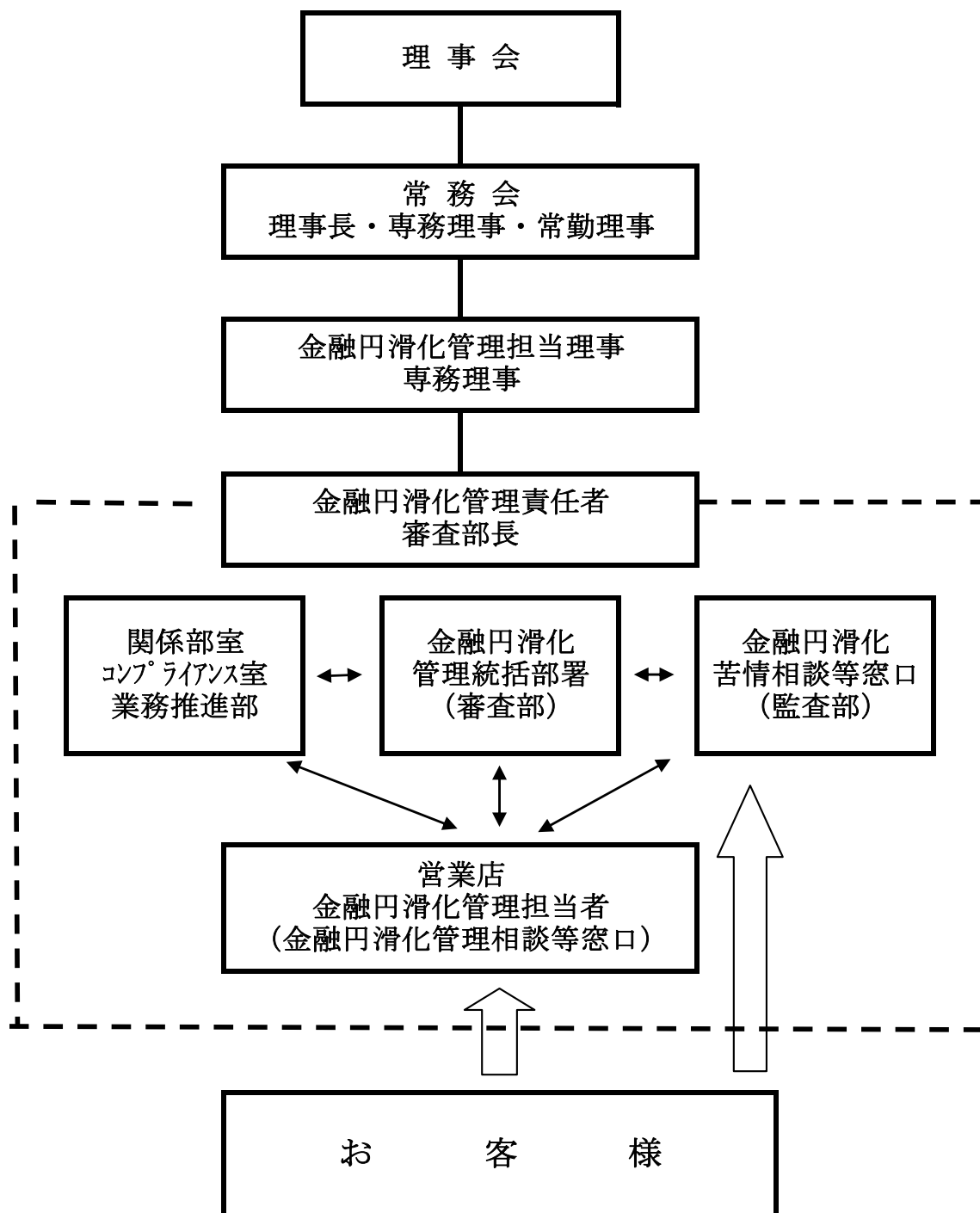
- (1) 中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努める。
- (2) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況や当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努める。
- (3) 他の金融機関から借入を行っている債務者から貸付条件の変更等について申込み・相談があった場合には、債務者の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅金融支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努める。
- (4) 取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援については、当該企業の経営改善を通じて当組合の信用リスク削減に資するものであることから、取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに努める。
- (5) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対する対応の進捗状況の把握や、貸付け条件変更等を行った中小企業者の経営状況や住宅資金借入者の財産及び収入の状況に関する期中管理に努める。
- (6) 顧客からの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、顧客とのこれまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めることとする。

また、顧客のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努める。

以上

別添②

金融円滑化管理態勢に係る組織体制図



別添③ ご返済等がお困りになっているお客様へ

当組合は、中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、別紙のとおり、貸付条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組んでまいります。

ご返済等に関するご相談については、当組合の各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」又は担当者までお申出ください。

また、お電話にてのご相談等もご遠慮なくお申出ください。

中小企業のお客様

業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合

住宅ローン ご利用のお客様

勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収などの事情により返済が困難となった場合

なお、各営業店でのご返済等に関する相談後、ご納得頂けなかったり、ご不満等がおありの際は、本部の下記の電話相談窓口までお申出ください。

本部のご相談等受付窓口

お問い合わせ場所	函館商工信用組合監査部
住所	函館市千歳町9番6号
電話番号	0138—23—2101
受付日	当組合の営業日
受付時間	午前9時から午後5時

以上

別添④

金融円滑化管理対応マニュアル

1、マニュアル制定の目的

本マニュアルは、平成 21 年 12 月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」により、当組合が制定した「金融円滑化方針」、「金融円滑化規程」に従い、金融の円滑化に全役職員が一体となって取り組むことを目的とし定めたものである。

なお、このマニュアルの策定・見直しは審査部に配置された金融円滑化責任者とし、マニュアルの改廃は、常務会の決裁を要する。

2、営業店における金融円滑化の対応

(1) 中小企業者等から新規融資や貸付条件の変更等の申込みを受けた場合、

- ①総じて景気の影響を受けやすい、一時的な要因により債務超過に陥りやすいといった中小企業者等の特性を踏まえ、経営実態を総合的に勘案し、できる限りその資金需要に応じるよう努める
- ②貸付条件の変更等を行なった先からの融資申込があった場合でも、単に条件変更の履歴という形式的な事実にとらわれず、申込者の経営実態をきめ細かく勘案して資金需要に前向きに応じるよう検討する
- ③財務諸表等の表面的な計数や特定業種であることのみに基づいて機械的に判断せず、事業の内容など定性面も合わせ経営実態を把握し対応する
- ④内容を検討するために必要な資料の提出や作成を依頼する場合もあるが、過度な要求は慎む
- ⑤住宅ローン借入者からの条件変更申出の場合にも、収入の状況や家計収支から、現在の返済可能額を確認し、家族の状況などもヒヤリングして可能な限り対応してゆく
- ⑥経営改善計画の策定に向けて、債務者自ら経営改善計画作成が困難な場合は、経営改善計画策定を債務者と共に作成し支援をする、または、先に貸付条件の変更をし、その後、債務者と協力して1年以内に経営改善計画等を作成する
- ⑦当組合以外の金融機関（政府系金融機関を含む）からの借入がある場合、お客様の同意を得て、貸付条件の変更に向けて、それらの金融機関、信用保証協会、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等と連携して対応するよう努める
- ⑧条件変更の申込を受付した場合は、できる限り素早い対応の心がけ、遅くとも1~2ヶ月以内に手続が完了するよう進捗管理する
- ⑨謝絶に至る場合、申込人に対し時間的余裕を持った回答に心掛け、これまでの取引関係や申込人の知識を踏まえ、申込人の理解と納得が十分に得られるよう説明する

当然のことながら、申込人の意思に反して申込みの取下げをしてはならない

(2) 対応状況の記録・報告

①条件変更等の実施状況を財務局に報告義務があり、営業店では、対応状況について融資条件変更（緩和）記録簿に正確に記録・保存すると共に本部に報告する

②新規融資を受付し謝絶した事案については、新規融資申出先面談記録表に詳細な内容、検討状況などを記録する

(3) 変更後の対応

①条件変更先に対しては、リレーションを一層強化し、訪問等のモニタリングにより実態把握をすると共に経営改善に向けての助言、指導に努める

②社会、経済状況に合わせての経営改善計画等の見直しを行い、再度の経営改善計画の見直しを行い、再度の条件変更も検討する

③条件変更期間中の新規融資の申込があった場合は、条件変更期間中という形式的な事実にとらわれず、申込者の経営実態をきめ細かく勘案して返済能力を検討して対応する

以上

(付則)

平成 22 年 2 月 1 日 制定施行

別添⑤

函館商工信用組合 金融円滑化への取組み

貸付条件の変更等の実施状況について

当組合は、協同組織金融機関として地域のお客様に対して必要な資金を安定的に供給し、金融の円滑化に取り組んでおります。

今般、平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について、以下のとおり公表いたします。

法第4条に基づく措置の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

(金額単位:百万円)

		平成21年12月末		平成22年3月末	
		件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた貸付債権の額		5	23	34	357
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	うち、実行に係る貸付債権の額			9	257
	うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額				
	うち、謝絶に係る貸付債権の額				
	うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額				
	うち、審査中の貸付債権の額			3	18
	うち、取下げに係る貸付債権の額				
	うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	5	23	22	82
うち、実行に係る貸付債権の額	うち、実行に係る貸付債権の額			12	47
	うち、謝絶に係る貸付債権の額				
	うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額				
	うち、審査中の貸付債権の額	5	23	8	29
	うち、取下げに係る貸付債権の額			2	4

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(金額単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件変更等の申込みが行なわれたことを確認することができた者から、貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額			5	71
うち、実行に係る貸付債権の額			4	70
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額				
うち、謝絶に係る貸付債権の額				
うち、他の金融機関より法の施行日以後になされた貸付けの条件変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額				
うち、審査中の貸付債権の額			1	0
うち、取下げに係る貸付債権の額				

法第5条に基づく措置の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(金額単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	3	45	11	119
うち、実行に係る貸付債権の額	1	14	8	76
うち、謝絶に係る貸付債権の額				
うち、審査中の貸付債権の額	2	30	3	42
うち、取下げに係る貸付債権の額				

〔ディスクロージャー項目一覧〕

各開示項目は、下記のページに記載しております。

★印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目。

☆印は、「監督指針の要請」に基づく開示項目。無印は任意開示項目です。

開示項目一覧		ページ
ごあいさつ		1
【概況・組織】		
1	事業方針	1
2	事業の組織 ★	2
3	役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名） ★	2
4	店舗一覧（事務所の名称・所在地） ★	2
5	地区	2
6	組合員数（推移・出資金）	2
【主要事業内容】		
7	主要な事業の内容 ★	1
8	信用組合の代理業者 ★	該当なし
【業務に関する事項（主要な経営指標の推移）】		
9	事業の概況 ★	2
10	経常収益 ★	12
11	業務純益	11
12	経常利益（損失） ★	12
13	当期純利益（損失） ★	12
14	出資総額、出資総口数 ★	12
15	純資産額 ★	12
16	総資産額 ★	12
17	預金積金残高 ★	12
18	貸出金残高 ★	12
19	有価証券残高 ★	12
20	単体自己資本比率 ★	12
21	出資配当金（出資配当率） ★	12
22	職員数 ★	12
【主要業務に関する指標】		
23	業務粗利益及び業務粗利益率（粗利益 … 24 一括） ★	11
24	資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支（粗利益 … 23 一括） ★	11

開示項目一覧		ページ
25	資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等、利回り、資金利鞘 ★ （「資金運用勘定、調達勘定の平均残高等」・「総資金粗利鞘等」）	13
26	受取利息、支払利息の増減 ★	11
27	役務取引の状況	11
28	その他業務収益の内訳	13
29	経費の内訳	11
30	総資産経常利益率 （総資産経常利益率及び総資産当期純利益率 … 31 一括） ★	13
31	総資産当期純利益率 （総資産経常利益率及び総資産当期純利益率 … 30 一括） ★	13
【預金に関する指標】		
32	預金種目別平均残高 ★	14
33	預金者別預金残高	14
34	職員 1 人当り預金残高 （常勤役職員 1 人当りの預金及び貸出金残高 … 45 一括）	12
35	1 店舗当り預金残高（1 店舗当りの預金及び貸出金残高 … 46 一括）	12
36	定期預金種類別残高 ★	15
【貸出金等に関する指標】		
37	貸出金種類別平均残高 ★	14
38	担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 ★	15
39	貸出金金利区分別残高 ★	15
40	貸出金使途別残高 ★	14
41	貸出金業種別残高・構成比 ★	14
42	預貸率【預貸率及び預証率（期末・期中平均） … 50 一括】 ★	13
43	消費者ローン・住宅ローン残高	14
44	代理貸付残高の内訳	24
45	職員 1 人当り貸出金残高 （常勤役職員 1 人当りの預金及び貸出金残高 … 34 一括）	12
46	1 店舗当り貸出金残高（1 店舗当りの預金及び貸出金残高 … 35 一括）	12
【有価証券に関する指標】		
47	商品有価証券の種類別平均残高 ★	該当なし
48	有価証券の種類別平均残高 ★	14
49	有価証券種類別残存期間別残高 ★	15
50	預証率【預貸率及び預証率（期末・期中平均） … 42 一括】 ★	13

開示項目一覧		ページ
【経営管理体制に関する事項】		
51	法令等遵守の体制 ★	16
52	統合的リスク管理体制 ★ <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ・ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ・ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ・ 証券化エクスポージャーに関する事項 ・ 出資等エクスポージャーに関する事項 ・ 金利リスクに関する事項 ・ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 	16～22
【財産の状況】		
53	貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書 ★	3～8
54	リスク管理債権及び同債権に関する保全額 ★ (1)破綻先債権 (2)延滞債権 (3)3か月以上延滞債権 (4)貸出条件緩和債権	23
55	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ★	23～24
56	自己資本の充実の状況について ★ <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本の構成に関する事項 ・ 自己資本の充実度に関する事項 	17～20
57	有価証券、金銭の信託等の評価 ★	13
58	貸倒引当金（期末残高・期中増減額） ★	21
59	貸出金償却の額 ★	14
60	財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について（「監査報告書」添付） ☆	9～10
61	会計監査人による監査 ★	9～10
62	代表理事の確認	9
【その他の業務】		
63	内国為替取扱実績	24
64	手数料一覧	25
【その他】		
65	トピックス	1
66	当組合の苦情等窓口について	16

開示項目一覧		ページ
67	沿革・歩み	1
68	継続企業の前提の疑義 ★	該当なし
69	総代会について ☆	28～29
70	金融円滑化法に基づく開示	34～39
71	「しんくみ友の会」の活動状況	27
【地域貢献に関する事項】		
72	地域貢献（融資を通じた地域貢献） ☆	26～27
73	地域密着型金融の取組み状況 ☆	30～32
74	経営改善支援等の取組み実績	33

函館商工信用組合

〒040-0033

函館市千歳町9番6号

電話 0138-23-2101

FAX 0138-26-6036